日 調 連 発 第 ４ ０ 号
令 和 ２ 年 ４ 月 ２ １ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための会員事務所の
対応について（お願い）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、本月 7 日付けで内閣総理大臣から改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき緊急事態宣言が発出され、令和 2 年 4 月 15 日付け日調連発第 33 号をもって出勤者 7 割削減を実施するための要請について会員への周知をお願いしているところです。

また、同月 16 日には同宣言の対象地域が全国へと拡大されたこと、更には会員の方からは、近親者等の陽性確認の情報や、関連団体の事務局閉鎖、官公署の境界立会いの延期、隣地所有者等の立会い拒否等を報告いただき、事態の重大性を受け止めております。

令和 2 年 3 月 28 日に決定（同月 16 日変更）された新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、接触機会の低減に徹底的に取り組めば事態を収束に向かわせることが可能であり、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指し感染拡大防止対策を進めることとされています。

つきましては、更なる感染拡大防止を目指し、全国の土地家屋調査士会員が緊急事態宣言発令中、下記の事項を徹底することが肝要であると考えますので、貴会会員への周知方につき配意願います。

記

1　事務所における業務処理は、感染拡大防止のため交代勤務などによって、補助者等の出勤者数を最低 7～8 割は減らし、人の距離を十分にとることやマスクの着用等により、会員本人及び補助者等への感染予防を徹底する。

2　出勤の際は、時差通勤又はマイカー等の利用などにより、感染拡大の防止に努める。

3　取引先等の関係者に対して、事態の収束を目指すため、出勤者の数を減らすなどの取組を説明し、理解・協力を求める。

4　複数人が集合する境界立会い等は原則として行わず、業務の遅延等については依頼者の理解を求める。

5　やむを得ず、境界立会い等を実施する場合は、関係者の感染防止に最大限の注意を払い、全員の理解を得て行う。

以上